



令和2年1月10日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

「難工事」指定及び「難工事施工実績」評価の 試行について

記者発表資料

- ◆ 沖縄総合事務局開発建設部（建設系）では、工事契約の不調・不落の発生が多い「難工事」を完成させた場合に、それ以降に発注する工事において、総合評価評価項目に「難工事施工実績あり」として評価する試行を実施します。
- ◆ 「難工事」の指定は、令和2年1月10日以降に手続きを開始する工事から実施します。
- ◆ 「難工事施工実績」の評価は、令和2年4月1日以降に手続きを開始する、総合評価落札方式で発注する全工種の工事で実施します。

令和2年1月10日
沖縄総合事務局

記者発表
沖縄総合事務局記者クラブ

問い合わせ先

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部
技術管理課長 上原 啓文 (内線3311)
技術管理課 技術調整専門官 中山 実 (内線3313)
電話番号 098-866-1904 (直通)

【試行の概要】

■不調・不落となる工事の主な要因

施工する現場が狭隘であったり、関係機関との密接な調整が必要である、などが考えられる。（「難工事」）



競争参加者が少なくなると考えられる「難工事」について、当該工事の施工実績を、その後の工事発注での総合評価において評価することとし、当該工事への競争参加意欲を喚起することにより、多数の競争参加を促すことを目的とする。

1. 「難工事」の指定

- 1) 「難工事」に指定する工事は、下記①、②の両方が該当する工事とする。
ただし、WTO案件の工事は対象外する。
 - ①不調・不落で再公告する工事、又は、過去の不調・不落工事に類似した内容の新規工事で、不調・不落の発生が想定される工事。
 - ②施工する現場が狭隘、搬入路確保が困難、関係行政機関・公益事業者・近隣住民等との密接な調整が必要、現場が点在する、等により発注者が「難工事」とあると判断した工事。
- 2) 「難工事」に指定する工事は、入札公告及び入札説明書に「難工事」指定案件である旨を記載する。
- 3) 「難工事」の指定は、令和2年1月10日以降に手続きを開始する工事から実施する。

2. 「難工事施工実績」の評価

- 1) 「難工事施工実績」の評価は、令和2年4月1日以降に手続きを開始する、総合評価落札方式で発注する全工種の工事で実施する。
- 2) 工種にこだわらず、審査基準日の過去1年間で「難工事」に指定された、沖縄総合事務局開発建設部（建設系）の完了工事を、評価対象とする。
- 3) ただし、工事成績評定が65点以上の工事を「難工事施工実績」として評価する。
- 4) 評価配点は「企業の能力等」で加点する。

以上